

Office News

May. 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

雇用調整助成金の特例措置 が更に拡充されます

令和2年4月25日(土)に、厚生労働省から、「今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡充を今後行う予定である」と発表がありました。

具体的には、次の措置が行われる予定です。

1. 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%とする。
 2. 休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、次の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とする。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
- ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率60%以上である場合に限る)

本特例措置の詳細は、令和2年5月上旬頃を目途に発表するとのことで、問い合わせは、もうしばらく待つて欲しいということです。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
新型コロナウイルスによる事業への影響が深刻な問題となっています。
弊社では、4月の中旬から一部の従業員に対して休業させていますが、休業させた場合、雇用調整助成金を申請できるとニュースで聞きました。
雇用調整助成金の手続きについて、注意点等を教えてください。



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発出され、企業や事業主のみなさんは経営面で大変苦戦を強いられていることと思います。
ご質問の雇用調整助成金は、経営状況の悪化により、従業員を休業せざるを得ない場合に、支払った休業手当に対して助成されるというものです。

今回のコロナウイルスの影響により、雇用調整助成金の申請が急増しています。

雇用調整助成金の申請は、まず労働者代表と休業協定を締結し、休業計画、対象者、休業手当の補償割合を決めます。休業手当を支給後、計画届と申請書を事業所管轄の労働局またはハローワークへ提出します。

計画届と申請書の提出の際は、従業員の勤務状況がわかる書類(出勤簿等)、賃金支給額がわかる書類(賃金台帳等)、雇用契約書、就業規則、休業協定書、直近1ヶ月とその前年同月の売上がわかる書類(売上簿等)を添付しなければならないため、事前に準備が必要です。

書類の作成や申請の手続きの代行は、社会保険労務士しかできませんので、助成金の書類作成や申請のことでお困りの場合は、私までご連絡ください。



今月の実務スケジュール

- 新型コロナウイルス感染防止対策の実施
- 事業計画、社内規程の見直し
- 時差出勤、時短勤務、休業の検討・実施
- テレワーク(在宅勤務制度)の検討・実施
- 雇用調整助成金申請に関する手続き



連絡先

- ◆所在地: 〒573-1125 大阪府枚方市養父元町43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL: 072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX: 072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール: info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ: <http://sharoshi-hasegawa.com>